

# 三重県の高等学校における 特別支援教育の現状と今後の在り方について —ニーズの高い高等学校の事例分析—

## On the present conditions and the future approaches of special needs education in the high schools with high needs of Mie Prefecture — Case Analysis of high schools with high needs —

井上 菜々子\*・姉崎 弘\*\*  
INOUE Nanako ANEZAKI Hiroshi

### 要 旨

2007年から特別支援教育が推進されているが、高等学校は小・中学校に比べて体制整備に遅れが見られる。本稿では、三重県下の特別支援教育のニーズの高い高等学校8校（全日制、定時制、定時制/通信制）を対象に聞き取り調査を実施し、その現状と課題を明らかにし今後の在り方を検討した。その結果、①「校内委員会の設置」等の基礎的な体制整備はほぼ整備されていたが、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成の遅れ、②「校内委員会」が組織として十分機能していないこと、③中学校や進学・就職先との連携による情報の共有が十分なされていないこと、④検査を受けることや療育手帳の取得に関して保護者の理解を得ることの困難さ（全日制）、⑤教員の人数や役割の見直しの必要性（定時制・通信制）等が指摘された。今後の課題として、①教員の特別支援教育に対する一層の意識づけを図ること、②専門機関と連携した支援・指導体制の整備等があげられる。

### Abstract

In our country, special needs education is promoted from 2007. But the delay is seen in the system maintenance of the high school in comparison with elementary and junior high school. The purpose of this research is to investigate high schools with high needs of the special needs education under Mie, and to clarify the present situation and issues. and perspectives. As a result, the basic system maintenance such as "the setting of the schoolgrounds committee" was almost maintained. But the delay was seen in the making of "the individual teaching plan" and "the individual education support plan". In addition, "schoolgrounds committee" did not function enough as an organization. Furthermore, the information sharing in connection with junior high schools and enrollment into a school of higher grade, a workplace was not performed enough. And it was difficult a student being examined and to get the understanding of the protector about the acquisition of the nursing notebook (the full time school system). Moreover the need of the reconsideration of the number and the role of the teachers was pointed out (part-time schooling system, correspondence system). Future issues include planning more promote awareness of the teacher for the special needs education in particular, the maintenance of the support system in connection with specialized agencies.

キーワード：特別支援教育，高等学校，聞き取り調査，体制整備，特別支援教育コーディネーター

keywords： special needs education, high school, hearing investigation, system maintenance, special needs education coordinator

## I. 問題と目的

### 1. 特別支援教育の施行とその対象

特別支援教育においては、従来の特殊教育の対象に加え、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の幼児児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行

うことが示された（文部科学省，2005）<sup>(1)</sup>。障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、支え合う共生社会の実現に向けて特別支援教育の果たす役割の大きさが提言されると共に学校教育における特別支援教育の充実が一層求められるようになった。

\* 愛知県瀬戸市立下品野小学校 \*\* 大和大学教育学部教育学科

平成26年12月19日受理

2007年には学校教育法の一部が改正され、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級でも特別支援教育が行われるようになった。また2007年4月1日の文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」<sup>(2)</sup>等に基づき、特別支援教育に関する校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成、校内での指導に関する「個別の指導計画」の作成と活用、教員の専門性の向上といった特別支援教育を推進するための取組みや体制整備が今日まで各学校で進められている。

## 2. 全国の高等学校における特別支援教育の体制整備状況

2011年文部科学省は、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校を対象とした特別支援教育体制整備状況調査<sup>(3)</sup>を実施し、現時点での体制整備状況を明らかにした。年度別推移を表す全国集計グラフでは年々実施率が上がっており、全体として体制整備が伺えるが、小学校や中学校に比べ高等学校における体制整備に遅れが見られる。

三尾(2012)<sup>(4)</sup>は、高等学校における特別支援教育の体制整備の遅れの要因として「体制整備への着手の遅れ」を挙げている。それに加え、高等学校は義務教育ではなく、入学試験を経て入学してくることから生徒の抱える困難が見落とされがちになると同時に特別支援教育に対する教員間の認識が低くなること、特別支援教育が求める一人ひとりの教育的ニーズの把握ときめ細やかな支援が非効率と受けとめられる場合があること、専門性を盾に特別支援学校との協調関係がうまくいかない場合があることなど、高等学校のもつ特質と課題を指摘している(三尾, 2012)<sup>(4)</sup>。また高等学校には、国立・公立・私立という設置状況だけでなく、全日制・定時制・通信制・専門課程等の課程があるほか、学科についても普通科・専門学科・総合学科があり、その形態は学校によってそれぞれ異なる。梅田(2010)<sup>(5)</sup>は、各学校が生徒の状態に合わせ準備しているさまざまな内容に応じて、多様な生徒の実態があるとしている。このことから高等学校の実情・課程等が多様な状況の中で、特別支援教育を一律に行うことは困難であると考えられる。

そのような中で文部科学省は、これまで体制整備を求めた通知及び体制整備状況調査の実施、発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の実施、高等学校における発達障害のある生徒への支援等、高等学校の特別支援教育の推進に関する取組みを行ってきた。またこれら行政の働きを受けて高等学校においても、これまで主として生徒指導・教育相談等の観点から発達障害のある生徒

も含め課題のある生徒への指導・支援が行われてきた。しかしながら幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念の実現という観点から見ると、高等学校における特別支援教育の取組みはまだ始まったばかりであり、発達障害のある生徒への指導・支援を中心に取組むべき多くの課題が残されている(文部科学省, 2009)<sup>(6)</sup>。そのため各学校が、それぞれの特徴や実情を把握し、それに見合った体制整備を行うことが重要である。

## 3. 本研究の目的

文部科学省(2012)<sup>(7)</sup>は、小・中学校について6.5%程度の割合で知的発達に遅れはないが学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が在籍している可能性がある」と報告している。また学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒以外にも、困難があり、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性があるとしている。これに加え98%という高等学校への進学率(文部科学省, 2011)<sup>(7)</sup>を考えると、高等学校における特別支援教育体制整備の重要性が伺える。さらに高等学校は小・中学校と違い、その教育課程は社会との結節点に相当し、それぞれの学科での専門性を高めるとともに、高等教育機関等への進学やキャリア選択の時期にあたり、客観的な自己分析と社会性の獲得が一層要求される場である(三尾, 2012)<sup>(4)</sup>ことから、高等学校での特別支援教育体制整備は喫緊の課題であることは明らかである。

そこで本研究では、三重県下における全日制・定時制・通信制の高等学校で特別な支援を必要とする生徒が比較的多く在籍する高等学校や体制整備に力を入れている高等学校など、特別支援教育の充実を図るための動きが盛んであると考えられる、全8校を事例に聞き取り調査を行い、それぞれの高等学校における特別支援教育の現状と課題を明らかにすることを通じて、今後の高等学校における特別支援教育の在り方について検討する。

## II. 方法

### 1. 三重県教育委員会への聞き取り調査

2012年4月に、三重県教育委員会事務局特別支援教育課指導主事を対象に、三重県高等学校における特別支援教育体制整備状況について実態調査(聞き取り)を行った。

### 2. 三重県高等学校への聞き取り調査

2012年5月上旬～12月上旬にかけて、三重県の特別支援教育に関わるニーズの高い高等学校8校を対象に特別支援教育体制整備の現状と課題について聞き取りによる実態調査を行った。調査対象校(調査対象者)は、

以下のとおりである。

表1 調査対象校及び調査対象者

高等学校の課程	調査対象校（調査対象者）
全 日 制	県立 A 校（生徒支援チーム代表教諭）、県立 B 校（特別支援教育コーディネーター）、 県立 C 校（校長）、県立 D 校（特別支援教育コーディネーター）、県立 E 校（特別支援教育コーディネーター）
定 時 制	県立 F 校（特別支援教育コーディネーター）、県立 G 校（特別支援教育コーディネーター）
定時制及び通信制	県立 H 校（教頭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭）

### Ⅲ. 結果

#### 1. 三重県教育委員会への聞き取り調査結果

##### (1) 実態把握の実施

約 8 割の学校で実施されていたが、実態把握の客観的な基準がなく、教師や学校によって実態把握の認識が異なるため、実際の数値は明らかではない。

##### (2) 「個別の教育支援計画」の作成と活用

他の機関との連携や協力の困難さ、特別支援教育コーディネーターがどれだけ積極的に働きかけているかとい

うコーディネーターの役割や機能の問題、中学校から高等学校への生徒に関する情報伝達不足等の問題からその実施率は「3 割程度」と遅れが見られた。

##### (3) 「個別の指導計画」の作成と活用

「個別の指導計画」の作成の遅れと中学校から高等学校への生徒に関する情報伝達不足に加え、「個別の指導計画」に対する教師の専門性や意識の問題が大きく関わっていた。

表2 三重県の公立高等学校における特別支援教育体制整備状況（2011 年）

調 査 項 目	割合 (%)
校内委員会の設置	100
実態把握の実施	84.5
特別支援教育コーディネーターの指名	100
個別の指導計画の作成	32.8
個別の教育支援計画の作成	31.0
巡回相談員の活用	65.5
専門家チームの活用	43.1
特別支援教育に関する教員研修の受講	53.7

（文部科学省 2012，平成 23 年度特別支援教育体制整備状況調査結果 公立学校・都道府県市別・実施率より作成）

##### (4) 巡回相談員・専門家チームの活用

三重県では北勢・中勢・南勢に各 1 名の発達障がい支援員を配置し、要請のあった高等学校へ巡回相談を行っていた。また、困難なケースについては指導助言を行うスーパーバイザーが 1 名いた。要請を行うかどうかは学校側に任されているので支援員の要請が必要であると思われる学校でも要請していない場合が多くあった。

##### (5) 教員の専門性の向上・研修

特別支援教育に興味関心があるかどうかという個人の動きによる部分が大きいため、各学校により取組みに差異があった。

#### 2. 調査対象とした三重県の高等学校への聞き取り調査結果

##### (1) 発達障害等、特別な支援を必要とする生徒の割合

学校の特色により生徒の状態や割合に違いがあるものの、発達障害等、特別な支援を必要とする生徒はどの学校においても必ず在籍している。定時制、定時制／通信制高等学校では、入学する生徒の半数以上が小・中学校で不登校を経験していた。また全日制の学校から転入する生徒もあり、何らかの問題を抱えている生徒が多い。

## (2) 「個別の指導計画の作成」と「個別の教育支援計画の作成」

ニーズの高い高等学校を調査対象としたこともあり、実施率が100%の項目がいくつか見られた。しかし「個別の指導計画の作成」と「個別の教育支援計画の作成」については、全ての学校が実施しているわけではないこ

とが明らかになった。「個別の教育支援計画」を作成していないのはC高等学校（以下、C校）とH校であるが、C校は三重県教育委員会が作成した支援カルテに沿って今後作成することを視野に入れている。またH校は「個別の教育支援計画」という名称に代わる「個別支援シート」を学校独自で作成し活用している。

表3 調査対象とした高等学校における特別支援教育体制整備状況

調査項目	割合 (%)
校内委員会の設置	100
実態把握の実施	100
特別支援教育コーディネーターの指名	100
個別の指導計画の作成	75.0
個別の教育支援計画の作成	50.0
巡回相談等外部機関の活用	100
中学校との連携	100
特別支援教育に関する教員研修の受講	100

## (3) 実態把握の実施

実態把握は全ての学校において実施されていた。特に「中学校との連携による生徒に関する情報の共有」は、実態把握の手段としていずれの学校においても行われていた。

## (4) 中学校との連携

高等学校は中学校と連携して生徒に関する情報を共有しているが、学校によって対象生徒は異なっていた。ほとんどの学校が入学生全員を対象としていたが、B校は診断が出ていたり、手帳を所持している生徒を、E校は入学した生徒の占める割合の多い中学校を、そしてF校は気になる生徒を対象としていた。

結果が得られた。しかし校内委員会については「まだ組織で動けていない」という学校や「十分に機能していない」という学校があったり、個別の指導計画については形としてはできているが、書式や活用については検討する必要のある学校がいくつかあったりと、機能面の不十分さが浮かび上がった。

## (2) 中学校との連携による生徒に関する情報の共有

今回の調査では、ニーズの高い高等学校に焦点を当てたこともあり、気になる生徒も含めると発達障害等、特別な支援を必要とする生徒が多く在籍していることが明らかになった。このような生徒に対する支援を行うためにも生徒の実態把握はとても重要である。実態把握について調査した結果、どの学校においても行われていたのが「中学校との連携による生徒に関する情報の共有」であった。中学校との連携では、事前に中学校側から情報を提供する場合もあるが、調査を行った全ての学校において高等学校側から中学校を訪問し必要な情報を聞き取っていた。

このように中学校への聞き取りを通して積極的に生徒の実態把握に努めているが、中学校における実態把握に疑問を持ったり、提供される情報の薄さからしっかりと実態把握を行っていなかったりと、現段階では「中学校との連携による生徒に関する情報の共有」は完全に機能しているとは言えない。生徒の実態をいち早く把握し、適切な支援を迅速に行うため、また、個別の教育支援計画を作成するにあたって中学校との連携は不可欠

## IV. 考察

### 1. 三重県のニーズの高い高等学校における特別支援教育の課題と今後の在り方

#### (1) 質的な状況把握の必要性

平松(2010)<sup>(8)</sup>は、三重県の高等学校における特別支援教育の体制整備状況について、「校内委員会の設置」や「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な体制整備は完了したが、設置や指名がなされていても実際には機能していない場合があると、体制整備の把握については量的な状況把握だけでなく、質的な面からの状況把握も必要であるとしている。今回の調査においても、設置や実施に焦点を当てた場合、どの項目においても特別支援教育体制はほぼ整備されているという

である。藤井・細谷(2012)<sup>(9)</sup>が指摘するように、どのような情報が高等学校入学後に役立つのか、中学校と高等学校の効果的な連携の在り方についてさらに検討が必要である。

### (3) 進学・就職先との連携

高等学校は、中学校から情報を受け取るだけでなく、生徒の進学先、就職先に情報を受け渡す役割を果たさなければならない。しかし、ここでも中学校との連携と同様の課題が生じている。中学校からの情報が不十分であると指摘する高等学校もあるが、情報を受け渡す側となると「進学先がどれだけ支援体制が整っているかわからないため情報を細かに送れない」、「最低限に抑えた情報のみを送る」と、十分な情報を受け渡すことに対して躊躇する。個人の情報を受け渡すことについては慎重にならざるを得ないが、卒業後の生徒への支援を考えると、ここでの情報の引継ぎも疎かにはできない。今後は、進学・就職先との連携を密にし、高等学校において把握した生徒の情報を次に生かすことが必要である。

### (4) 「全日制」高等学校の課題

「全日制」の高等学校においては、保護者との連携に関する課題が挙げられる。特別な支援を必要とする生徒へのより手厚い支援を行うことや、就職、自立に向けての発達検査の実施、療育手帳の取得を目指す学校が調査対象とした高等学校の中に何校も見られた。しかし発達検査の実施と療育手帳の取得に関して「保護者の理解や理解を得ることが難しい」「保護者の理解を得ることが課題」とする学校が多くあり、その他特別支援に関することについても「保護者と話ができない」という学校もあった。現在に至るまで何も問題が無かったことや、ある一定の学力が必要とされる高校入試を経て進学してくるという生徒の状況が他の課程と比較して保護者との連携に課題を抱える要因であると考えられる。

### (5) 「定時制」・「定時制／通信制」高等学校の課題

「定時制」、「定時制／通信制」高等学校においては教員の時間の確保が課題としてあげられる。今回調査を行った定時制、定時制／通信制高等学校は3校とも3部制をとっており、学校自体が朝から夜まで授業を行っている。そのため全日制高等学校とは異なり、同じ一つの学校でも教員によって勤務時間が異なる。このことから、全ての教員が一同に集まり会議や研修を行うことが困難になっている。

また定時制、定時制／通信制高等学校では教諭と非常勤講師の人数比に差がなく、ある高等学校に関しては、非常勤講師の数が教諭の数を上回っている。常時勤務しているわけではない教員が生徒一人ひとりにどう対応し

ていくのか、情報の共有や会議、研修を行う時間をどう確保していくか、という点においても課題があると考えられる。

これらの課題を解決するためには教員数の確保が必要である。例えば、特別支援教育コーディネーターを各学校1人ではなく必要数指名することでより充実した特別支援教育を行えると考える。しかし特別支援教育コーディネーターを各学校に1名指名するのが限界というのが現状である。このような現状を踏まえ、今後改める必要があると考える。

## 2. これからの高等学校における特別支援教育の在り方

宮前・半澤(2011)<sup>(10)</sup>は、宮城県内の公立高等学校の常勤・非常勤講師を除く教員を対象に特別支援教育に対する教員の意識と関心について調査を行っている。特別支援教育に関する項目のうち関心のあるものについて尋ねた結果、最も関心が高かったのは「学習指導」であり、「生活・生徒指導」、「家族との連携」という順であった。逆に関心が低かったのは「資料や書籍」、「大学との連携方法」、そして「校内支援体制」であった。このことから目の前にいる何らかの困難を抱える生徒に対して即効性のある項目への関心は高いが、活用したり構築したりするまでに時間を要する項目に対する関心は低いことが分かる。時間的・物理的制約により取り組みが困難になりやすい体制整備であるが、生徒に対する支援の充実を図るためにも校内における支援体制整備を進めていく必要がある。

今回の調査は、ニーズの高い高等学校に焦点を当てたこともあり、各校とも課題を抱えながらもそれぞれ課題解決のための取組みを行っていた。しかし特別支援教育体制整備状況調査の結果からも分かるように、全ての学校が同じように取り組んでいるわけではない<sup>(3)</sup>。

ニーズの高い高等学校と他の高等学校の違いはやはり教員の意識の高さである。調査対象とした高等学校も含めこれからの高等学校において、学校固有の課題を解決し、特別支援教育体制を整備するためにも特別支援教育コーディネーターの役割の重要性を理解し、研修等を通じて教員一人ひとりの特別支援教育に対する意識を高めしていく必要がある。それに加え、特別支援教育コーディネーター等を中心にし、特別支援教育を学校全体の取組みとしていくことが重要である。

今回の調査では、ほとんどの学校が生徒に対し何らかの指導・支援を行っており、生徒の実態に合わせて外部機関と連携を取っていた。各学校それぞれ進学・就職に関する取組みを行っているが、就職をする生徒については「職に就いてもその後辞めてしまう生徒がいる」という学校がいくつかあった。生徒が自立して社会に出る

ことができるように指導・支援していくためにも就職率のみにとらわれるのではなく、定着率にも重点をおき、指導方法の工夫等をする必要がある。そのためにも今後は高等学校在学中の支援・指導にとどまらず、卒業生に対しても支援・指導を行える体制を整備する必要がある。また特別支援学校高等部や高等特別支援学校との連携も重要である。調査対象校の中にはこれらの学部・学校での経験を生かして就労支援にあたっている特別支援教育コーディネーターもいたが、特別支援学校のセンター的機能を活用し、就労支援のノウハウを学んだり、福祉制度についての助言を得られることから高等学校における就労支援にも生かせると考える。

学校だけで問題を抱え込まず、外部の専門機関と連携し、生徒の多様なニーズに応じて適切な支援を行っていく体制を整えることが今後も重要になると考える。

今回の研究では、対象を三重県におけるニーズの高い高等学校と限定したため、事例が各課程数校ずつと少なかったことからデータに偏りがみられる。今後の課題として、他府県等におけるニーズの高い高等学校を対象に広く調査を実施し、さらに比較検討する必要がある。

## V. 引用及び参考文献・サイト

- (1) 文部科学省 (2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm) (参照 2012/3/21)
- (2) 文部科学省 (2007) 特別支援教育の推進について (通知) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusyo/nc/07050101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusyo/nc/07050101.htm) (参照 2012/03/21)
- (3) 文部科学省 (2012) 平成 23 年度特別支援教育体制整備状況調査調査結果 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1321252.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1321252.html) (参照 2012/10/07)
- (4) 三尾真琴 (2012) 高等学校における特別支援教育推進の重要性とその実践－「不登校」「引きこもり」などの二次障害を回避するために－ 金城学院大学論集 社会学科編 第 8 巻, 第 2 号, 45－54.
- (5) 梅田真理 (2010) 高等学校における特別支援教育の現状と課題. LD 研究 第 19 巻, 第 13 号, 205－210.
- (6) 文部科学省 (2012) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afiedfile/2012/12/05/1328849](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afiedfile/2012/12/05/1328849) (参照 2012/12/08)
- (7) 文部科学省 (2011) 高等学校教育の現状 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2011/09/27/1299198\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2011/09/27/1299198_01.pdf) (参照 2012/03/21)
- (8) 平松有吾 (2010) 発達障害のある生徒支援に係る行政施策について LD 研究 第 19 巻, 第 13 号, 222－227.
- (9) 藤井美鈴・細谷一博 (2012) 北海道公立高等学校における特別支援教育の現状と課題 北海道教育大学紀要 教育科学編 第 62 巻, 第 2 号, 77－86.
- (10) 宮前理・半澤万里 (2011) 高等学校における特別支援教育に対する教員の意識と関心について 宮城教育大学紀要 第 46 巻, 231－240.